○住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件

平成十二年七月十九日建設省告示第千六百六十一号 最終改正 令和三年十二月一日消費者庁・国土交通省告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第三条第二項の 規定に基づき、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を次のように定める。

住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第二項の住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)の別表1の(い)項に掲げる表示すべき事項のうち、次に掲げるものとする。
  - イ 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)
  - ロ その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
  - ハ 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
  - ニ 基礎の構造方法及び形式等
  - ホ 劣化対策等級 (構造躯体等)
  - へ 維持管理対策等級 (専用配管)
  - ト 維持管理対策等級(共用配管)
  - チ 更新対策 (共用排水管)
  - リ 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級
- 二 既存住宅に係る建設住宅性能評価 日本住宅性能表示基準の別表2—1の(い)項に掲げる表示 すべき事項のうち、次に掲げるものとする。
  - イ 現況検査により認められる劣化等の状況
  - ロ 高齢者等配慮対策等級(共用部分)の住宅性能評価の申請を行う場合にあっては、高齢者 等配慮対策等級(専用部分)
  - ハ 共同住宅等について高齢者等配慮対策等級(専用部分)の住宅性能評価の申請を行う場合 にあっては、高齢者等配慮対策等級(共用部分)

附 則(平成二十六年二月二十五日消費者庁・国土交通省告示第三号) この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(令和三年十二月一日消費者庁・国土交通省告示第二号) (施行期日)

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例 によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建 設住宅性能評価については、なお従前の例による。